

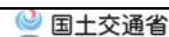
農作業機を装着した農耕トラクタに対する 基準緩和の活用について

国土交通省 北海道運輸局
自動車技術安全部 技術課



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

規制改革推進会議の対応



規制改革推進会議 第7回農林ワーキンググループ資料1-1（国交省・農水省提出資料）より抜粋

平成30年11月19日 規制改革推進に関する第4次答申（抜粋）

国土交通省及び農林水産省は、農機や除雪機を装着・牽引して公道を走行するトラクターについて、車幅、灯火装置の装着等に関し、いかなる措置を講じた場合に、道路運送車両法に適合することとなるか、保安基準の緩和制度の活用を含めて明確化し、地方運輸局への周知徹底を図る。（平成30年度措置）

【平成30年度実施事項】

作業機の種類を問わず、一定の条件又は制限を付した上で保安基準の緩和により公道を走行できるよう、地方運輸局に周知するとともに、道路局と連携して一定の寸法を超えるものであっても、特殊車両の通行許可を受けて道路法上の道路を通行可能であることを道路管理者に周知する。

※一定の条件又は制限について

保安基準緩和項目	緩和内容	条件又は制限
灯火器類	最外側からの灯火器類の取り付け位置	最外側付近に反射器を装着すること
幅	幅	最外側付近に外側表示板及び灯火を装着すること
安定性	最大安定傾斜角度	運行速度は15km/h以下とすること

【平成31年度実施事項】

- ・更なる効率化の観点から、装着する農作業機に応じて、運行速度15km/h超で走行可能とならないか、順次見直して行く。
- ・使用者（農業者）に対する安全運行の周知を、国土交通省と農林水産省が連携し、日本農業機械工業会及び日本農業法人協会等、関係者様のご協力をいただきながら進めるとともに、必要に応じて周知内容を見直して行く。

- 農耕トラクタによる農作業については、農耕トラクタに必要な農作業機の装着やけん引を行うが、そのままの状態では、保安基準により装備が義務付けられる後部の灯火器が遮られる等により保安基準不適合となり、公道を走行することができない状況。
- 他方、農業者における圃場規模の拡大や労働力不足等に対し、更なる生産性の向上を図るため、農耕トラクタと農作業機の着脱に係る作業労力や時間を削減する必要。

装着型の農作業機に対する措置



- 灯火装置等
前照灯、方向指示器、
車幅灯
- 後写鏡



- 灯火装置等
方向指示器、尾灯、制動灯、
後退灯、反射器
- 後写鏡

出典：YANMAR HP より画像引用

・保安基準の緩和制度により、灯火器の取り付け位置、最大安定傾斜角度等の基準を緩和し、走行安定性（横転防止）確保の観点から運行速度15km/h以下等の制限を付した上で公道走行可能とするよう措置。→**地方運輸局において一括緩和を公示**

(参考)保安基準の緩和認定について

(道路運送車両の保安基準第55条 保安基準緩和関係)

地方運輸局長が、**その構造により若しくはその使用の様態が特殊であることにより**保安上及び公害防止上支障がないと認定した自動車については、**保安上及び公害防止上支障がないものとして地方運輸局長が当該自動車ごとに指定したものは、適用しない。**

基準緩和の認定については、地方運輸局長が条件若しくは期限又は認定に係る**自動車の運行のため必要な保安上若しくは公害防止上の制限を付して認定**する。

保安基準緩和車両 例

- 長大又は超重量で分割不可能な荷物を輸送する車両



- 緑色点滅灯（誘導車及び幅広セミトレーラを牽引するトラクタ）



- 路線を運行する連節バス



- 除雪に使用される自動車



(参考) 農作業機の種類

規制改革推進会議 第5回農林ワーキンググループ
資料1-4 (日本農業機械工業会提出資料) より抜粋

直接装着するタイプ(前方)



フロントローダ



アーム式草刈機(作業状態)



直接装着するタイプ(後方)



ロータリ



畦塗り機(作業状態)



水田用ハロー(右:折りたたみ時)



石灰ソウ



ブロードキャスト



ブームスプレーヤ(収納状態)



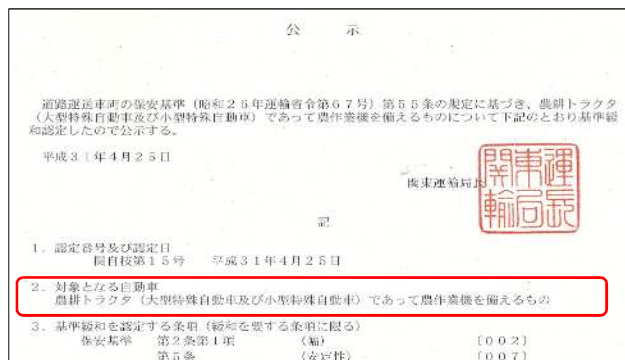
播種機

様々な作業機の種類があるが、種類の限定はしていない
装着した状態で自動車として個々の基準適合性確認が必要

大型特殊 (最高速度35km/h以上) : 車検あり (使用者が適合性を確認、車検場で適合性を検査)
小型特殊 (最高速度35km/h未満) : 車検なし (使用者が適合性を確認)

注意事項 1

大型特殊自動車、小型特殊自動車に分類される全ての農耕トラクタ
に対して一括緩和認定が適用されるわけではありません！



2. 対象となる自動車
農耕トラクタ(大型特殊自動車及び小型特殊自動車)であって**農作業機**を備えるもの

農作業機を装着しない状態(農耕トラクタ単体)で道路運送車両の保安基準で定める限度を超えてしまう場合は、個別(一台毎)での基準緩和申請が必要となります。

(参考)自動車の種別

自動車の種別		長さ	幅	高さ
普通自動車		12m	2.5m	3.8m
小型自動車		4.7m	1.7m	2.0m
軽自動車	二輪以外	3.4m	1.48m	2.0m
	二輪	2.5m	1.3m	2.0m
大型特殊自動車	農耕トラクタ（最高時速35km/h以上）	12m	2.5m	3.8m
	ショベルローダ等（最高時速15km/h以上）			
小型特殊自動車	農耕トラクタ（最高時速35km/h未満）	12m	2.5m	3.8m
	ショベルローダ等（最高時速15km/h未満）	4.7m	1.7m	2.8m

注意事項 2

車検が伴う大型特殊自動車（農耕トラクタ）に農作業機を装着した状態で公道を走行する場合は、構造等変更検査が必要となります。

使用の本拠の位置を管轄する運輸支局に自動車を提示し
構造等変更検査を受けなければなりません

道路運送車両法

第六十七条（自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査）

自動車の使用者は、自動車検査証の記載事項について変更があつたときは、その事由があつた日から十五日以内に、当該事項の変更について、国土交通大臣が行う自動車検査証の記入を受けなければならない。ただし、その効力を失つている自動車検査証については、これに記入を受けべき時期は、当該自動車を使用しようとする時とすることができる。

灯火器類の確認

農作業機を装着しても、灯火器類（方向指示器、後部反射器、前照灯、車幅灯、尾灯、制動灯、後退灯）が他の交通から確認できることが必要です。

農作業機を装着した状態で、農耕トラクタの前方や後方から灯火器類の取付け状態を確認しましょう。

①確認できない（見えない）場合に必要な対応

所定の位置に灯火器類を別途設置する必要※があります。

※長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下の農耕トラクタの場合、車幅灯、尾灯、制動灯、後退灯については取付義務がないので、設置の必要はありません。

灯火器類が確認できない<例>

新たに各種灯火器類を設置



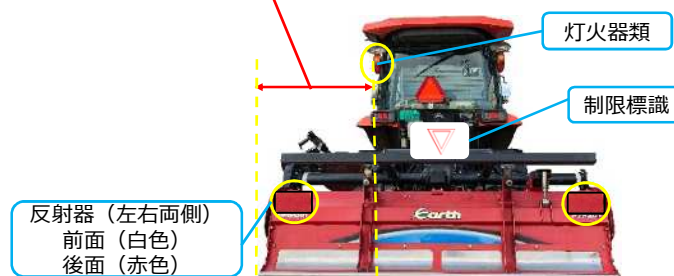
灯火器類の確認

②確認できる（見える）場合でも必要な対応

①灯火器類が確認できる場合でも、取付位置が最外側（農作業機の端）から40cmを超える場合は、作業機の両端に反射器（前面白色、後面赤色）を設置する必要があります。

②保安基準緩和の条件となる制限を受けていることを示す標識を後面の見やすい位置に表示する必要があります。

元からある灯火器類が最外側から40cm以内でない<例>



車両幅の確認

- ① 農耕トラクタ単体で、長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下の場合、**農作業機を装着した状態で、車両の幅が1.7mを超えていないか確認**しましょう。

- 幅が1.7mを超えている場合に必要な対応

機体左側に後写鏡（サイドミラー）を設置する必要があります。

※道路運送車両の保安基準により、以下のように定められています。
幅が1.7mを超える場合、自動車の左右の外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況及び左外側線付近を確認できること。

左側後写鏡




車両幅の確認

- ② 農耕トラクタ単体の大きさを含め、農作業機を装着した状態で幅が2.5mを超えていないか確認しましょう。

幅が2.5mを超えている場合には、**道路法に基づく特殊車両通行許可が必要です。**

- 幅が2.5mを超えている場合に必要な対応

- ① 道路管理者（国道：地方整備局、都道府県道：各都道府県、市道：各市町村）から、特殊車両通行許可を得る必要があります（農道は許可をとる必要がありません）。
- ② 車両の最外側が分かるよう、外側表示板、反射器、灯火器を設置する必要があります。
- ③ 保安基準緩和の条件となる制限を受けていることを示す標識「全幅〇.〇〇メートル」を後面の見やすい位置に表示する必要があります。
- ④ 運転者席にも幅を表示する必要があります。

※道路運送車両法の保安基準により、車両の幅は2.5m以内と定められています。
道路法においても、車両の幅は2.5m以内と定められています。

車両幅の確認

灯火器（左右両側）
前面（白色）
後面（赤色）

外側表示板（前面及び後面の左右両側）



反射器
後面（赤色）

▽車幅表示

欧州委員会指令のシグナリングパネルの要件について（参考）

欧州委員会指令 (COMMISSION DELEGATED REGULATION (EU) 2015/208)
Appendix 3

形状	a (mm)	b (mm)	面積 (cm ²)	図例	枚数
A	425	425	1790		枚数
B	292	292	795		前面: 2 後面: 2
K1	292	425	1190		後面: 4
K2	425	292	1190		後面: 4
L1	141	916	1190		後面: 4
L2	916	141	1190		後面: 4
K1	141	323	396		後面: 4
K2	425	141	396		後面: 4

安定性の確認

農作業機を装着することで農耕トラクタの安定性（傾斜角度）が変わるため、安定性の保安基準（30度又は35度）を満たせなくなる場合があります。その場合は、運行速度15km/h以下で走行しなければなりません。

○ 安定性の確認方法

農耕トラクタと作業機の組合せによる安定性の確認結果については、（一社）日本農業機械工業会のホームページで公表しています。安定性が確認されたものについては、15 km/h以下の走行制限はありません。

○ 安定性が確認されていない場合に必要対応

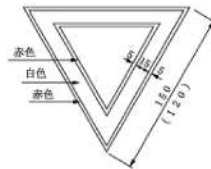
- ① 保安基準緩和の条件となる制限を受けていることを示す標識「▽ 運行速度15キロメートル毎時以下」を後面の見やすい位置に表示する必要があります。
- ② 運転者席にも制限速度を表示する必要があります。



速度制限表示

制限を受けた自動車の標識について

第十九号様式（制限を受けた自動車の標識）（第五十四条関係）



備考

- (1) 形状は倒立正三角形とすること。
- (2) 寸法は、総べて「ミリメートル」とすること。この場合において括弧内に示す寸法は、軽自動車及び小型自動車における寸法とすること。

(参考)



道路運送車両法施行規則 第五十四条(制限の表示)

自動車の使用者は、第五十二条第一号、第二号(法第五十四条第一項及び法第五十四条の二第一項の規定による指示に係るものに限る。)及び第三号に掲げる処分に係る自動車(第三号に係るものにあつては、その運行のため必要な保安上又は公害防止上の制限を付されたもの(専ら道路(専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する場所に限る。))の上を移動させることを目的として製作した特殊な構造を有するものを除く。)に限る。)を運行の用に供しようとするときは、第十九号様式による標識を当該自動車の後面に見やすいように表示しなければならない。

(参考)免許の確認

道路交通法における小型特殊・普通免許で運転が可能なものは、農耕トラクタ単体又は農耕トラクタに農作業機を装着した状態での寸法が、長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.0m以下(安全キャブや安全フレームの高さ2.8m以下)です。このため、農作業機を装着することにより、この寸法を超える場合には、これまでどおり大型特殊免許が必要です。なお、道路運送車両法ではこの寸法を超えても(最高速度が35km/h以上にならなければ)大型特殊には該当しないため、車検は必要ありません。



小型特殊・普通免許で運転可能

作業機装着後



新たに大型特殊免許が必要